平成２３年度　組織目標

所属名：東近江環境・総合事務所　環境課
実施日：平成　２３年　　　４月　　１日

使命（誰にどのような貢献をするか）

・ 東近江地域における産業活動による環境負荷を低減し、地域住民が安全に生活できる環境の確保を図ります。

メッセージ: ・ 環境汚染を防止し、また廃棄物の安全かつ適正処理を推進するために、事業所等への立入指導を継続して強化します。

課・室・グループの目標

組　織　目　標	前年度の実績値、または これまでの推移等 （C）	平成２３年度 目標値 （P）	目標値の考え方 （計画目標値）、改善点など （A）	目標達成に向けての手段 実施予定・スケジュール （D）
市町等と県との協働による工場立入調査を実施し、監視指導を強化します。	平成22年度実績 工場立入調査・周辺パトロール　３６回	工場立入調査 計３５事業所	・水質汚濁防止法の規制対象事業場のうち、排水量が多い製造事業場および有害物質を使用する事業場、約１００事業場を３ヶ年計画（３０事業場／年）で立入調査をします。 ・市町から合同立入調査の要請のある事業場に対しては、適宜追加します。 ・過去に立入調査を実施した事業場で確認検査が必要な事業場を再度、立入調査を行います。	・市町と連携を図りながら立入調査事業場および周辺パトロール箇所を選定します。 ・市町との協働により、工場立入調査や周辺パトロールを実施します。 ・立入調査をより効果的にするため、市町担当者との勉強会を行います。 ・過去に苦情のあった事業場に対しては、事前に周辺の状況を確認し事前通告となる調査のデメリットを補います。 ・必要に応じ関係機関等との協働により立入調査を実施します。
廃棄物処理施設への立入調査を通して廃棄物の安全かつ適正な処理を確保し、もって安全な生活環境の確保を図ります。	平成22年度実績 廃棄物処理施設立入調査数　７２施設	廃棄物処理施設立入調査数 ７３施設	・廃棄物処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、５年３ヶ月以内ごとに都道府県による廃棄物処理施設の定期検査を受けることが義務づけされたが、廃棄物処理施設管理者の自覚を高め、もって廃棄物の適正処理を確保するため、管内全ての施設について毎年１回以上の立入調査を実施します。	・本課が策定する立入検査方針を踏まえ、年度当初に立入調査年間実施計画を策定します。 ・本課と合同して立入調査を実施します。